

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第2項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 （福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号） 株式会社西京銀行 広島支店 （広島市南区的場町一丁目3番7号）

（注） 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため確認書の写しを備えるものであります。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取平岡英雄は、当行の第110期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。